

郡山市公共下水道整備事業
実施方針に対する質問及び回答

No.	項目	頁	対応箇所		質問内容	回答
			1.1 など	ア など		
1	数量の相違	3	1.6		前回公告の時と管路延長が一緒であるのに舗装面積が変わっているのは、どのような点に変更があったのか。	今回の実施方針では、前回の実施方針に記載されていなかった舗装本復旧面積について数量を記載しました。詳細は、募集要項等公告時に提示する予定です。
2	下水道施設の設計条件	4	1.6.1	表1-3	実施設計・施工をしていく中で、基本設計内容との差異による増工が生じた場合、増額変更していただける認識でよろしいでしょうか。	受注者による実施設計が本件の履行対象となるため、契約変更の対象とはなりません。 ただし、測量、地質調査等に伴い、応募時点において想定し得ない事情により大幅な変更が発生する場合は、変更契約の対象とします。 リスク分担については、募集要項等公告時に提示する予定です。
3	数量の相違	5	1.6		前回公告の時と管路延長が一緒であるのに舗装面積が変わっているのは、どのような点に変更があったのか。	今回の実施方針では、前回の実施方針に記載されていなかった舗装本復旧面積について数量を記載しました。詳細は、募集要項等公告時に提示する予定です。
4	下水道施設の設計条件	6	1.6.2	表1-5	実施設計・施工をしていく中で、基本設計内容との差異による増工が生じた場合、増額変更していただける認識でよろしいでしょうか。	受注者による実施設計が本件の履行対象となるため、契約変更の対象とはなりません。 ただし、測量、地質調査等に伴い、応募時点において想定し得ない事情により大幅な変更が発生する場合は、変更契約の対象とします。 リスク分担については、募集要項等公告時に提示する予定です。
5	週休2日について	7	1.7	(4)	週休2日を想定しているが、年末年始、GW、盆休みなどを除く着手時から完了時までの期間を4週8休で実施するという認識でよいか。	お見込みのとおりです。
6	週休2日について	7	1.7	(4)	週休2日を想定しているが、達成できていない場合は減額対象になるという認識か。	「郡山市週休2日促進モデル工事実施要領」に準じて工期設定をしており、週休2日の実施を基本として想定しております。工程及び提案額については、提案者の裁量によるものであり、受注者の事由による工事期間の遅延などがない限り、その提案額の変更はありません。
7	業務範囲	7	1.8	表1-6	関係機関協議について、想定している対象機関・回数をご教示願います。	関係機関については、募集要項等公告時に提示する予定です。回数は、受注者の設計内容により協議することとなります。
8	業務範囲	7	1.8	表1-6	住民説明会について、想定している回数についてご教示願います。	応募者からの提案に対し、協議することとなります。
9	技術者の制限	9	2.1		表2-1に、工事請負契約締結を令和7年3月と記載しているが、当公告の配置技術者は手持ち工事の工期令和7年3月14日の場合、配置技術者として可能か。	契約は令和7年3月14日以降を予定しているので、配置技術者とすることは可能です。
10	制限価格	22	8.1		前回公告の時には提案上限金額という記載であり、『提案上限金額は、基本設計を元に算出したものでありますが、本契約における実施設計及び施工を拘束するものではありません。契約締結後に実施設計を実施し、発注者の承諾を必要としており、よって受注者による実施設計が本件の履行対象となるため、契約変更の対象とはなりません。』という方針であったが、今回の制限価格は上限金額を定めるのではなく、発注者の希望価格という認識でよいか。	提案上限金額（制限価格）は、募集要項等公告時に提示する予定です。
11	制限価格	22	8.1		制限価格とは、提案目安金額という認識でよろしいでしょうか。 上記認識の場合、事業を進めていく中で変更増となり、提案目安金額を超えた際の契約変更の取り扱いについてご教示願います。	制限価格は、提案上限金額となります。 測量、地質調査等に伴い、応募時点において想定し得ない事情により大幅な変更が発生する場合は、変更契約の対象とします。 リスク分担については、募集要項等公告時に提示する予定です。
12	その他				本事業は複数年間の事業ということもあり、部材の高騰、人件費の上昇が考えられますが、その際は変更契約の対象となるかご教示いただけますでしょうか。	募集要項等公告時に提示する予定です。